

## 投薬依頼票（臨時用）の様式について

### 在校生の保護者のみなさまへ

医療機関から処方されたお薬を、一定の期間、学校で使用する必要がある場合に、「投薬依頼票（臨時用）」とお薬をセットにして学校に持たせてください。市販薬は原則として投薬できません。通年の場合は、「定期投薬依頼票」が必要です。別途お知らせください。

この様式は、宿泊学習時の投薬にも使用します。毎年度始めに各家庭に6枚ずつ配布しています。足りない場合は、様式をダウンロードしてお使いください。